

騒音対策のエキスパート集団が優れた技術を結集し、

お客様に心地よい環境・働きやすい職場作りを御提案します。

防音室



■ 用途

吸音よりも遮音に重点を置いた音を防ぐ部屋。
すなわち中の音を外に出さないように騒音源を
囲んだ部屋。

■ 騒音を発生させる代表的な機械

プレス・プラスト・空気圧縮機・送風機・ブロワ・ポンプ
コンプレッサー・エンジンテストベンチ・振動試験機
耐久試験機・破砕機・粉碎機・モーター・溶射機等

■ 過去の実績

	施工前		施工後
・破砕機 (t150パネル)	108.0	→	55.5
・プレス (t65パネル)	103.5	→	75.2
・ブロワ (t65パネル)	104.7	→	79.3
・送風機 (t100パネル)	106.5	→	56.7

単位: dB(A)

■ 特長

- ・多様なニーズに対応するオーダーメイド設計
- ・不燃性で頑丈、耐震性も考慮
- ・消音型換気扇装置、室内空調装置等の配慮
- ・要求性能に応じてセレクトできる高性能防音パネル
- ・ボルト組立式で短い現地工期
- ・解体・再組立が簡単で移設可能
- ・焼付け塗装を標準とし耐久性ある美しい外観仕上げ
- ・現地測定診断→設計→製造→組立→評価まで
一貫したエンジニアリングシステム

計測室



■ 用途

遮音パネルにより暗騒音を低減し、吸音材により
室内反射音を低減した部屋。
測定物からの発生音を計測する部屋。

■ 計測室を必要とされる代表的な機器

自動車・サンルーフモーター・電動ステアリング
電動シート・モーター・電化製品・精密機器
電子部品・OA機器等

■ 過去の実績

		暗騒音		室内
・モーター	(t65パネル)	97.3	→	64.5
・デジタルカメラ	(t150パネル)	54.6	→	22.8
・サンルーフ	(2重パネル)	90.0	→	30.8
・電動シート	(t100パネル)	72.9	→	36.7

単位: dB(A)

■ 納入実績

トヨタ自動車(株)・豊田自動織機(株)・(株)デンソー・アスモ(株)
アイシン精機(株)・アイシンエイダブリュ(株)・トヨタ紡織(株)
トヨタ車体(株)・パナソニックEVエナジー(株)・ヤンマー(株)
ダイハツ工業(株)・ダイハツ車体(株)・日産自動車(株)
本田技研工業(株)・スズキ(株)・マツダ(株)・富士フィルム(株)
JFEメカニカル(株)・イビデン(株)・京セラ(株)・オムロン(株)
オリンパス(株)・(株)ハイパーサイクルシステムズ
川崎重工業(株)・三菱重工業(株)・石川島播磨重工(株)
(株)日立製作所・(株)東芝・三菱電機(株)・近畿車輛(株)
東京ガス(株)・大阪ガス(株)・東京電力(株)・古河電気工業(株)

■ 防音室



発電機用エンクロージャー



溶射機用防音室



ブロワ用防音室

■ 計測室



異音検査室



無響音箱



無響室

■ サイレンサー



■ 労働安全衛生規則(作業環境改善)65条抜粋

単位dB(A)	B測定			
	85未満	85～90	90以上	
A測定	85未満	管理区分1	管理区分2	管理区分3
	85～90	管理区分2	管理区分2	管理区分3
	90以上	管理区分3	管理区分3	管理区分3

A測定-作業する場所の騒音レベルがほぼ均一な所では、作業床面に等間隔で縦線と横線を引き交点にて等価騒音レベルを求める。

B測定-騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、作業が行われる位置に騒音計を置き、等価騒音レベルを求めます。

第Ⅱ管理区分

区域を標識により明示し、作業環境を第Ⅰ管理区分になるよう努め、必要に応じて防音保護具を作業者に着用させる。

第Ⅲ管理区分

区域を標識により明示し、防音具着用厳守の掲示をする事。
第Ⅰ管理区分・第Ⅱ管理区分になるよう努めなければならない。
詳しくは、労働安全衛生規則第65条を参照願います。

■ 騒音規正法(敷地境界線)(S44.2.20都告示第157号抜粋)

区分	時間区分				
	当てはめ地域	朝6時～8時	昼間8時～19時	夕19時～23時	夜間23時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	40dB	45dB	40dB	40dB
	第2種低層住居専用地域				
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居専用地域				
	第2種住居専用地域				
第3種区域	準住居専用地域	55dB	60dB	55dB	50dB
	無指定地域				
	近隣商業地域				
第4種区域	商業地域	60dB	70dB	60dB	55dB
	準工業地域				

- 敷地境界線上において区域により、上記の様な騒音に関わる基準が定められている。
- 各都道府県によって基準値が異なる為、諸官庁にて確認する必要がある。
詳しくは、騒音規正法第4条第1項及び2項を参照願います。

※本カタログの掲載の内容は予告なく変更することがあります。商品の詳しい御相談は営業技術部の後藤(祐)、峰尾、井上が対応させていただきます。